

鳥取赤十字病院受託実習生受入規程

（趣 旨）

第1条 鳥取赤十字病院（以下「当院」という。）において委託により実習生を受け入れる場合は、この規程の定めるところによる。

（委託機関）

第2条 この規程に基づき、当院に学生、生徒等の実習委託ができる機関は、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校又は医療関係団体（以下「養成機関等」という。）とする。

（手続き）

第3条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を当院に委託しようとするときは、学生、生徒等の氏名、実習の期間、内容等を記載した書面にて病院長に申請し、別途委託契約を締結するものとする。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がなく、受託を適当と認めた場合に限り実習を許可することができる。

3 実習の期間は、受け入れを開始する日の属する会計年度を超えないものとする。

（受託実習料）

第4条 養成機関等の長は、受託実習料として前条第2項の規定により実習を許可された学生、生徒等（以下「受託実習生」という。）1人につき日額1,500円（消費税及び地方消費税を除く。）を納付しなければならない。ただし、薬剤師の養成を目的とする受託実習生については1人につき次のとおりとする。

11週間の場合 380,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

それ以下の期間の場合、上記を基に週若しくは日割による金額とする。

なお、養成機関等が自ら定めた受託実習料が当該額を上回る場合は、その定めた額とする。

2 受託実習料は、当該実習の終了した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

（個人情報保護等）

第5条 実習中に得られた個人情報等について、外部への漏えいや持ち出しがないよう注意すること。なお、実習終了後についても個人情報等の漏えいがないよう厳守すること。

(実習前検査)

第6条 院内感染事故防止のため、養成機関等は以下の項目の抗体価検査を実施し、各種検査結果を報告すること。また、検査の結果、十分な抗体価が認められない場合は受託実習生の予防接種を実施し、接種したことがわかる書類を提出すること。
検査項目及び予防接種の詳細については、別に定めること。

(実習義務)

第7条 受託実習生は、当院の諸規則を守り、かつ病院長の指示に基づき実習を行うものとする。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第8条 受託実習生が第7条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該受託実習生の実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すときは、これを養成機関等の長に通知するものとする。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、受託実習生に関して必要な事項は病院長が定める。

附 則

令和6年12月20日 この規程は令和7年4月1日から施行する。